

地方事務官制度の廃止に関する意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、厚生大臣、労働大臣、自治大臣に意見書を提出する。

平成9年6月24日

提出者	三朝町議会議員	岡嶋達雄
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	福田家 和
賛成者	三朝町議会議員	角本 章
賛成者	三朝町議会議員	徳田一彦
賛成者	三朝町議会議員	西村武津美

平成9年6月24日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

地方事務官制度の廃止に関する意見書

社会保険、国民年金行政関係職員等のいわゆる地方事務官制度は、地方自治法制定に際し暫定的な措置として導入されたもので、人事権と職務上の指揮監督権の不整合、同一行政機構内の地方公務員との間における労働条件との差異があり極めて不合理な制度として50年近くもの永い間、変則的な運営がなされてきている。このため、地方制度調査会等の廃止勧告を始め、関係各団体の多年にわたる改革要請により、政府もその改善については、しばしば閣議決定を行っているところであるが、未だに解決をみていないことは誠に遺憾である。

よって、政府におかれては、速やかに地方事務官制度を廃止し、その身分を地方に移管するなど適切な行政措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月24日

鳥取県三朝町議会